

住所
会社名
代表者名

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第10条に基づき報告の徴収について（外国まき網船が漁獲した冷凍まぐろ類に関する報告）

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法（平成8年法律第101号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、外国船籍のまき網漁船によって漁獲されたまぐろ類について、下記のとおり必要な報告を求めることとしたので、農林水産大臣宛てに提出されたい。

なお、「まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第10条に基づき報告の徴収について（外国まき網船が漁獲した冷凍まぐろ類に関する報告）」（平成30年3月6日付け農林水産省指令29水管第2886号-3）は、平成31年4月1日付けで廃止するので、御了知ありたい。

平成31年4月1日

農林水産大臣

記

1. 趣旨

めばちまぐろやきはだまぐろは、我が国周辺水域を含む中西部太平洋海域など幅広く生息しており、我が国かつお・まぐろ漁業者にとって主要な漁獲対象種となっている。また、我が国は、めばちまぐろやきはだまぐろを含むまぐろ類の主要な輸入国である。

近年、地域漁業管理機関（RFMO）における資源評価の結果、多くの海域でめばちまぐろやきはだまぐろの資源が減少しており、一部では過剰漁獲かつ乱獲状態にあることが示されている。資源減少の要因の一つとして、かつおを主対象とする外国船籍のまき網漁船による小型魚の混獲が指摘されているが、混獲実態に関するデータ等は依然として不足している。

そこで、責任ある市場国として、外国船籍のまき網漁船によるまぐろ類の混獲等に関する情報を収集し、これらの情報を関係するRFMOに提供することにより、RFMOにおいて、まぐろ類の適切な保存及び管理の強化を図るための適切な措置が取り決められるよう努めることとする。

2. 報告の内容

平成31年4月1日以降、外国船籍のまき網漁船（関税法基本通達（昭和47年3月1日付け蔵関第100号財務省関税局長通達）2-6のただし書きの水産庁長官の証明を受けている漁船を除く。）によって漁獲された冷凍のめばちまぐ

ろ、きはだまぐろその他のまぐろ（びんながまぐろを除く。）及びめかじきその他のかじき（以下「冷凍まぐろ類」という。）を我が国に輸入する場合には、次の（１）から（２）までに掲げる事項について、別紙様式により、農林水産大臣宛てに報告することとする。

また、（３）の事項については、農林水産省指令３０水管第２９４０号によって報告を求める「冷凍まぐろ類を輸入した場合の報告書（様式２）」の提出の際に、当該事項が確認できる検量証明書を添付することにより、この報告を行うものとする。

（１）漁船名、船籍、RFMO登録番号

（２）操業情報

①航海期間（出港から最初の水揚げまでを一航海とする。）

②漁獲時期（年、月）

③漁獲海域

④群れの型

⑤操業日数

⑥操業回数

⑦当該航海におけるまぐろ類・かつおの魚種別・サイズ別漁獲量

（３）輸入しようとする冷凍まぐろ類に係る魚種別・サイズ別混在状況

3. 報告の提出時期又は提出期限

２（１）及び（２）に関する報告については、平成３０年３月６日付け輸入注意事項３０第３号又は平成３０年３月６日付け輸入注意事項３０第２号に基づき農林水産大臣の確認書（以下「確認書」という。）の交付を申請する際に、次の各号に掲げる事項について別紙様式により農林水産大臣宛てに報告することとする（正本１部、写し２部）。

確認書の交付の申請をNACCS（Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System）貿易管理サブシステムにより電子申請で行う場合には、添付書類として別紙様式の写しを提出することとする。また、別紙様式の「電子申請番号」欄に電子申請番号を記入したものを、農林水産省指令３０水管第２９４０号に基づく「冷凍まぐろ類を輸入した場合の報告書」と併せて４に従い提出することとする（郵送も可とする）。

また、２（３）に関する報告については、輸入した日から１０日以内に４に従い提出することとする（郵送も可とする）。

4. 報告の提出先

報告書は水産庁資源管理部国際課かつお・まぐろ漁業室海洋漁業資源管理班に提出するものとする。

（郵送先）

〒100-8907 東京都千代田区霞が関１－２－１

水産庁資源管理部国際課かつお・まぐろ漁業室海洋漁業資源管理班

電話：03-3502-8111（内線6710）

FAX：03-3591-5824

附則

この指令書は、平成３１年４月１日から施行する。